

労働安全衛生研究編集委員会規程

(目的)

- 第1条 本規程は、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)が発行する学術誌「労働安全衛生研究(英文名 Journal of Occupational Safety and Health)」(以下「本誌」という。)の編集と出版を円滑に行うために必要な事項を定める。
- 2 本誌は、労働安全衛生に係る調査及び研究を行う者の成果発表の場として発行する。

(編集委員会)

- 第2条 前条の目的のために、本誌の編集方針、企画運営等を審議する編集委員会(Editorial Board)を設置する。編集委員会は編集委員長(Editor-in-Chief)、副編集委員長(Managing Editor)、顧問編集委員(Advisory Editor)及び編集委員(Editor)をもって組織する。
- 2 編集委員長は、研究所所長(以下「所長」という。)がこれにあたる。ただし、所長が研究所職員の中から適当な者を指名することを妨げない。
- 3 副編集委員長は、研究所職員の中から所長が任命する。
- 4 顧問編集委員は、労働安全衛生に関する深い学識又は高度の経験を有する国内外の専門家の中から所長が任命する。顧問編集委員は、編集・出版作業全般に関して大局的な見地から意見を述べる。
- 5 編集委員は、労働安全衛生に関する学識経験者の中から所長が任命する。編集委員は、編集委員長及び副編集委員長のもとで会務を行う。

(任期)

- 第3条 編集委員長の任期は、所長が編集委員長を勤める場合にあっては、当該所長の在職期間とする。所長が適当な者を編集委員長に指名した場合にあっては、当該所長が在職する間又は当該所長がその指名を解く日までとする。
- 2 副編集委員長、顧問編集委員及び編集委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 副編集委員長、顧問編集委員及び編集委員が任期途中で交代するときの後任者の任期は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

(編集委員長の職務)

- 第4条 編集委員長は、編集委員会を代表し、会務を統括する。
- 2 編集委員長は、編集と出版を円滑に行うために、編集委員長、副編集委員長、編集委員等で構成される「編集会議」を適宜招集する。
- 3 編集委員長は、投稿された論文等の採否を決定し、投稿者に通知する。

(副編集委員長の職務)

- 第5条 副編集委員長は、編集委員会会務全般について編集委員長を補佐するとともに、編集委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(論文等の区分)

第6条 本誌の内容は、「巻頭言」、「原著論文」、「総説」、「事例報告」、「短報」、「調査報告」、「資料」、「技術解説」、「研究紹介」、「レター」等により構成する。この他編集委員会の企画により適宜「特集」を掲載する。

- 2 「原著論文」、「総説」、「事例報告」、「短報」、「調査報告」及び「資料」は、原則として公募とし、レフェリーによる査読の結果に基づき、編集委員長が掲載区分を決定する。
- 3 「特集」は、依頼または公募による論文等で構成する。

(投稿論文の審査及び採否の勧告)

第7条 編集委員長は、投稿論文ごとに主査を選定する。当該主査は、査読を担当するレフェリーを編集委員及びその他の学識経験者、専門家、技術者等の中から2名以上選定し、査読を依頼する。

- 2 主査は、編集委員長の統括の下に投稿論文の審査を掌理し、その採否を編集委員長に勧告する。

(編集事務局)

第8条 編集委員長は、研究所職員のうちから選任した幹事及び研究所職員のうちから選任した者で構成する編集事務局を設置する。

- 2 編集事務局は、編集委員長の統括のもとに編集と出版に関する事務を行う。
- 3 編集事務局は、編集委員会、編集会議等に関する事務を行う。

(細則)

第9条 本誌の編集と出版に関する細目については、編集会議が別に定める。

附則

本規程は、平成19年4月3日から施行する。

附則

本規程は、平成26年5月8日から施行する。

- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、平成26年度に任命される副編集委員長、顧問編集委員及び編集委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

附則

本規程は、平成27年5月25日から施行する。

附則

本規程は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、平成28年度に任命される副編集委員長、顧問編集委員及び編集委員の任期は、平成30年3月31日までとする。